

本府業務を受注して労働者派遣を行っている事業者の方へ

平成 24 年 10 月 1 日  
大阪府総務部契約局

## 10月1日から労働者派遣法が 改正になりました（お知らせ）

このたび、労働者派遣法が改正され、①労働者への派遣料金の明示、②派遣先の労働者と派遣労働者の均衡待遇の確保、③離職後1年以内の従業員の元勤務先への派遣禁止等が派遣会社や派遣先に新たに課されることになりました。

本府から業務を受注して労働者派遣を行っている方は、改正内容に十分にご留意いただきますようお願いいたします。

参考 URL：厚生労働省 HP のリンク先より「労働者派遣法が改正されました。」をクリック

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/)

問い合わせ先

総務部契約局 総務委託物品課 委託役務グループ

TEL 06-6941-0351（内線5388）